

議案第 3 2 号

東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共
下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定の変更
について

東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道
市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定について、次のとおり変
更協定を締結したいので、市議会の議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

- 1 件 名 東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域
関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する
施行協定の一部を変更する協定
- 2 施 工 場 所 市川市平田 2 丁目～稲荷木 1 丁目地先
- 3 協 定 金 額 9 3 1 , 2 7 2 , 0 0 0 円
- 4 協定相手方 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 1 1 番地 2 0
東日本高速道路株式会社関東支社
支社長 高橋 知道
- 5 協 定 概 要 市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区にお
ける雨水排水施設の工事に関し、東京外かく環状道路整備
事業との一体的な工事実施と安全確保のため、道路事業者
である東日本高速道路株式会社関東支社と変更施行協定を
締結し、東京外かく環状道路の西側区間の管渠^{きよ}等の建設工
事を追加委託するもの。

理 由

既定予算に基づく市川南7号幹線建設工事委託（その1）について、東日本高速道路株式会社関東支社との間に「東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定の一部を変更する協定」を締結したいので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第2条の規定により提案するものである。

議案第 3 2 号の参考 1

東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共
下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定書の
一部を変更する第 3 回変更協定書（案）

市川市（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社関東支社長（以下「乙」という。）が締結した「東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定書」について、平成 2 5 年 8 月 9 日付けで締結した協定書（以下「原協定書」という。）、平成 2 6 年 7 月 2 5 日付けで締結した変更協定書（以下「変更協定書」という。）、及び平成 2 7 年 8 月 1 8 日付けで締結した変更協定書（以下「第 2 回変更協定書」という。）の一部を次のとおり変更する。

なお、この協定書に記載なき事項については、原協定書、変更協定書、第 2 回変更協定書のとおりとする。

（本件工事の工程の変更）

第 1 条 変更協定書第 1 条第 1 項中、「別添図 1、別添図 2、別添図 3、別添図 4、別添図 5、別添図 6、別添図 7、別添図 8 及び別添図 9」を「別添図 1、別添図 2、別添図 3、別添図 4、別添図 5、別添図 6、別添図 7、別添図 8、別添図 9、別添図 1 0 及び別添図 1 1」に改め、別添のとおりとする。

（本件工事の内容）

第 2 条 変更協定書第 2 条中、「別紙 2」の工事内容を別紙のとおり改める。

（本件工事の費用及び負担）

第 3 条 変更協定書第 3 条第 1 項中、「概算 4,140,900,000 円（消費税等 238,900,000 円を含む。）」を「概算 8,988,900,000 円（消費税等 598,011,000 円を含む。）」に改める。

2 変更協定書第3条第2項中、3,809,628,000円（消費税等219,788,000円を含む。）を「8,057,628,000円（消費税等534,455,000円を含む。）」に改め、「331,272,000円（消費税等19,112,000円を含む。）」を「931,272,000円（消費税等63,556,000円を含む。）」に改める。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 千葉県市川市八幡1丁目1番1号

市川市

代表者 市長 大久保 博

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20

東日本高速道路株式会社関東支社

支社長 高橋 知道

議案第 32 号の参考 2

新旧対照表（議案表題部分）

	変更前 (平成 26 年 6 月 13 日議決 議案第 9 号)	変更後 (平成 28 年 9 月定例会上程 議案第 32 号)
協定金額	331,272,000円	931,272,000円
協定概要	市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区における雨水排水施設の工事に関し、東京外かく環状道路整備事業との一体的な工事実施と安全確保のため、道路事業者である東日本高速道路株式会社関東支社と変更施行協定を締結し、東京外かく環状道路の東側区間の管渠等の建設工事を追加委託するもの。	市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区における雨水排水施設の工事に関し、東京外かく環状道路整備事業との一体的な工事実施と安全確保のため、道路事業者である東日本高速道路株式会社関東支社と変更施行協定を締結し、東京外かく環状道路の西側区間の管渠等の建設工事を追加委託するもの。

新旧対照表（施行協定抜粋）

主な変更箇所	変更前	変更後
協定名称	東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定の一部を変更する第 2 回変更協定	東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定の一部を変更する第 3 回変更協定
協定前文	<p>市川市（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社関東支社長（以下「乙」という。）が締結した「東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定書」について、平成 2 5 年 8 月 9 日付けで締結した協定書（以下「原協定書」という。）及び平成 2 6 年 7 月 2 5 日付けで締結した変更協定書（以下「変更協定書」という。）の一部を次のとおり変更する。</p> <p>なお、この協定書に記載なき事項については、原協定書及び変更協定書のとおりとする。</p>	<p>市川市（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社関東支社長（以下「乙」という。）が締結した「東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定書」について、平成 2 5 年 8 月 9 日付けで締結した協定書（以下「原協定書」という。）、平成 2 6 年 7 月 2 5 日付けで締結した変更協定書（以下「変更協定書」という。）、及び平成 2 7 年 8 月 1 8 日付けで締結した変更協定書（以下「第 2 回変更協定書」という。）の一部を次のとおり変更する。</p> <p>なお、この協定書に記載なき事項については、原協定書、変更協定書、第 2 回変更協定書のとおりとする。</p>
第 1 条第 3 項	原協定書第 1 条第 3 項中、「別添図 1 及び別添図 2」を「別添図 1、別添図 2、別添図 3、別添図 4、	変更協定書第 1 条第 1 項中、「別添図 1、別添図 2、別添図 3、別添図 4、別添図 5、別添図 6、別添

	別添図 5、別添図 6、別添図 7、別添図 8 及び別添図 9」に改め、別添のとおりとする。	図 7、別添図 8 及び別添図 9」を「別添図 1、別添図 2、別添図 3、別添図 4、別添図 5、別添図 6、別添図 7、別添図 8、別添図 9、別添図 10 及び別添図 11」に改め、別添のとおりとする。
第 2 条	原協定書の工事内容を別紙 2 のとおり改める。	変更協定書第 2 条中、「別紙 2」の工事内容を別紙のとおり改める。
第 3 条第 1 項	原協定書第 3 条第 1 項中、「概算 2,564,100,000 円（消費税等 115,500,000 円を含む。）」を「概算 4,140,900,000 円（消費税等 238,900,000 円を含む。）」に改める。	変更協定書第 3 条第 1 項中、「概算 4,140,900,000 円（消費税等 238,900,000 円を含む。）」を「概算 8,988,900,000 円（消費税等 598,011,000 円を含む。）」に改める。
第 3 条第 2 項	原協定書第 3 条第 2 項中、「2,358,972,000 円（消費税等 106,260,000 円を含む。）」を「3,809,628,000 円（消費税等 219,788,000 円を含む。）」に改め、「205,128,000 円（消費税等 9,240,000 円を含む。）」を「331,272,000 円（消費税等 19,112,000 円を含む。）」に改める。	変更協定書第 3 条第 2 項中、「3,809,628,000 円（消費税等 219,788,000 円を含む。）」を「8,057,628,000 円（消費税等 534,455,000 円を含む。）」に改め、「331,272,000 円（消費税等 19,112,000 円を含む。）」を「931,272,000 円（消費税等 63,556,000 円を含む。）」に改める。

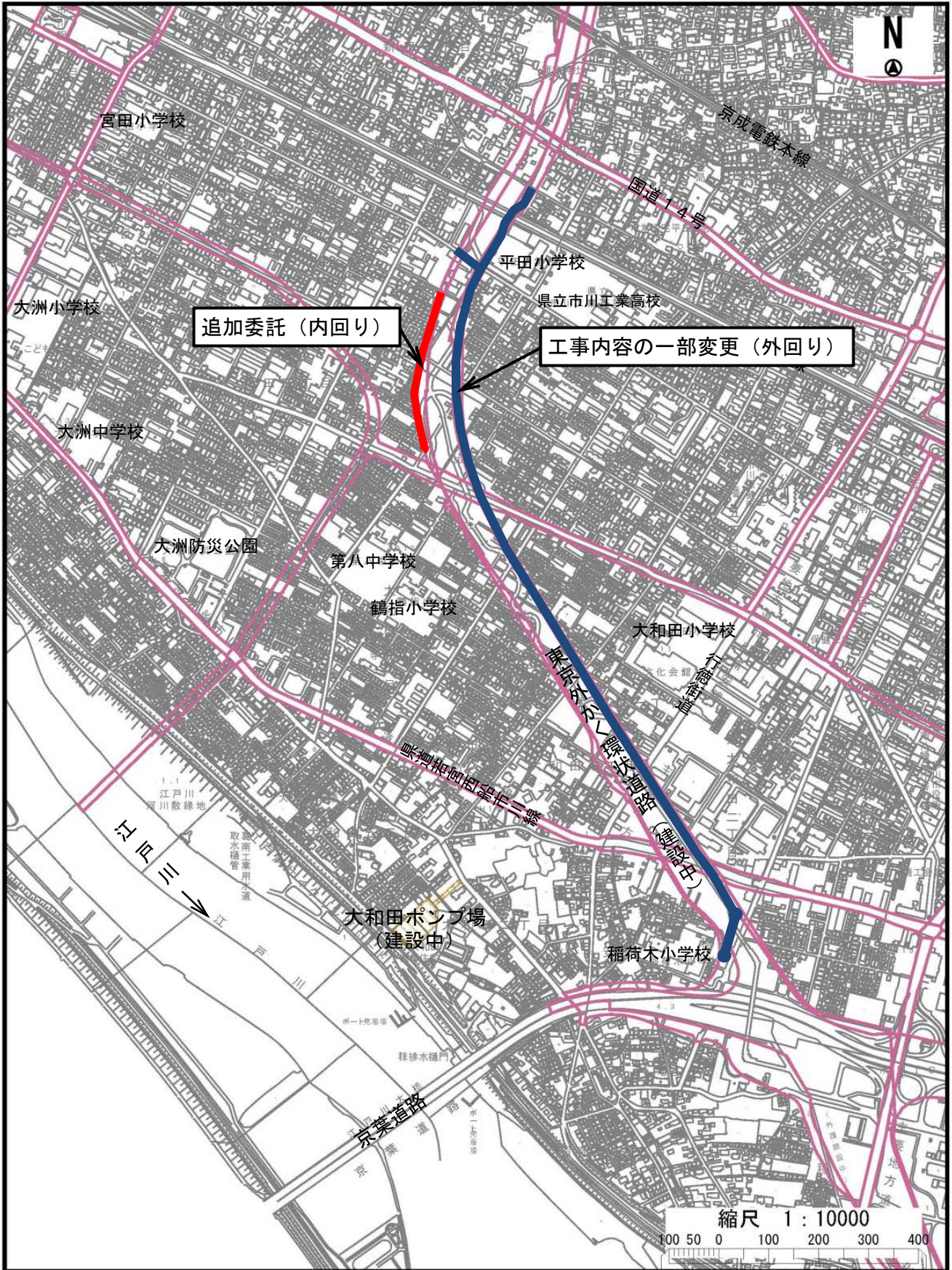
議案第32号の参考4

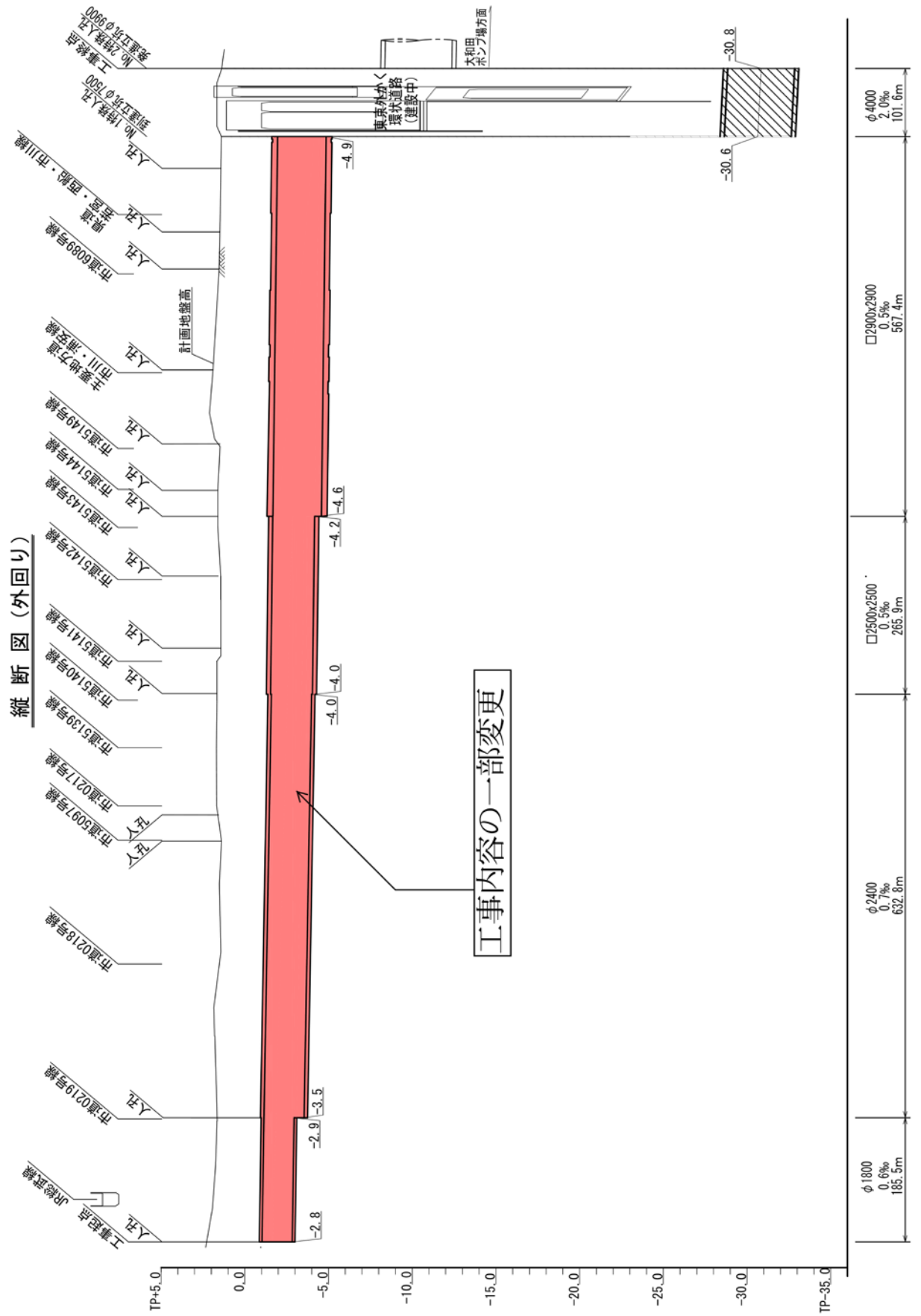
工事内容

(変更前)

工 種・規 格		備 考
管渠築造	1、シールド工 ①内径：4,000mm、延長：101.6m	
	2、ボックスカルバート敷設工 ①内径：1,600mm×1,600mm 延長：122.5m ②内径：1,700mm×1,700mm 延長：66.2m ③内径：2,300mm×2,300mm 延長：629.0m ④内径：2,500mm×2,500mm 延長：259.1m ⑤内径：2,700mm×2,700mm 延長：54.6m ⑥内径：2,900mm×2,900mm 延長：528.3m ⑦内径：2,300mm×1,400mm 延長：79.4m	人孔および 既設取り付 け管含む
立坑築造	発進立坑	①内径：9.9m、深さ：38m
	到達立坑	①内径：7.5m、深さ：36m

案内図





縦断面図(内回り)

